

高砂市議会定例会議案

事件議案Ⅱ・条例議案Ⅱ

令和8年3月

目 次

ページ

高議第5号	高砂市基本構想及び高砂市基本計画の一部を変更することについて……………	1
高議第6号	市道路線の認定について……………	3
高議第7号	市道路線の変更について……………	5
高議第8号	高砂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることにつ いて……………	7
高議第9号	高砂市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	9
高議第10号	高砂市地域交流センター条例の一部を改正する条例を定めることについて…	13
高議第11号	高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	15
高議第12号	高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	19
高議第13号	高砂市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	29
高議第14号	高砂市ユアアイ福祉交流センター条例の一部を改正する条例を定めるこ とについて……………	35
高議第15号	高砂市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	37
高議第16号	高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めること について……………	39
高議第17号	高砂市火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	41

高議第5号

高砂市基本構想及び高砂市基本計画の一部を変更することについて

高砂市基本構想及び高砂市基本計画の一部を次のとおり変更することについて、高砂市議会の議決すべき事件を定める条例（平成25年高砂市条例第38号）第1号及び第2号の規定並びに高砂市総合政策に関する条例（平成27年高砂市条例第1号）第3条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

1 高砂市基本構想の一部を次のように変更する。

2 基本構想 2－4 高砂市の人口中「84,000人」を「80,300人」に改める。

2 高砂市基本計画の一部を次のように変更する。

1 序論中「前期基本計画」を「後期基本計画」に、「期間の前半である2025（令和7）年度」を「期間である2030（令和12）年度」に改め、

1 序論 1－1 基本計画の検討手法を次のように改める。

1－1 基本計画の検討手法

本市のあるべき姿については、市民満足度調査、幸福度調査を行うことで、市民満足度向上に努めるとともに、学生ワークショップを行い、若い世代の意見収集に努めることで、多くの人に選ばれるまちになることを目指して検討しました。

実現のために必要な共通する取組は、持続可能なまちを、協働・パートナーシップでつくることであり、新しい時代の変化を取り入れることです。

2 基本計画 2－2 基本目標と重点評価指標を次のように改める。

2－2 基本目標と重点評価指標

基本目標の達成に向けて基本計画に取り組むと改善すると考えられる指標のうち、重点的に注目する指標を「重点評価指標」として設定し、目標値として望ましい値を設定します。

1 幸福と感じる人の割合 令和12年調査（直近調査）75.0%

2 高砂市の人口 令和12年10月80,300人

3 高砂市が住みよいまちと思う人の割合 令和12年調査（直近調査）80.0%

4 SDGsの取組を実践している人の割合 令和12年調査（直近調査）60.0%

5 施策の認知度 令和12年調査（直近調査）40.0%

高議第6号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定するものとする。

令和8年2月24日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

(荒井地区)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	荒井252号線	荒井町小松原二丁目6-27	番地先
		荒井町小松原二丁目6-26	番地先

(伊保地区)

整理番号	路線名	起 終	点 点
2	伊保595号線	伊保港町一丁目1599-8	番地先
		伊保港町一丁目1595-8	番地先
3	伊保596号線	伊保港町一丁目1589-8	番地先
		伊保港町一丁目1589-4	番地先
4	伊保597号線	伊保崎三丁目1846-15	番地先
		伊保崎三丁目1846-21	番地先

(曾根地区)

整理番号	路線名	起 終	点 点
5	曾根259号線	曾根町字平363-5	番地先
		曾根町字平363-6	番地先

高議第7号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道の路線を次のとおり変更するものとする。

令和8年2月24日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

(伊保地区)

整理番号	新旧の別	路線名	起 終	点 点
1	旧	伊保71号線	緑丘二丁目274-2	番地先
			今市二丁目110-47	番地先
	新		緑丘二丁目274-2	番地先
			末広町110-85	番地先

(米田地区)

整理番号	新旧の別	路線名	起 終	点 点
2	旧	米田243号線	米田町米田1001-18	番地先
			米田町米田1001-24	番地先
	新		米田町米田1001-18	番地先
			米田町米田1001-4	番地先

(阿弥陀地区)

整理番号	新旧の別	路線名	起 終	点 点
3	旧	阿弥陀289号線	阿弥陀町魚橋867	番地先
			阿弥陀町魚橋868-9	番地先
	新		阿弥陀町魚橋867	番地先
			阿弥陀町魚橋869-13	番地先

(北浜地区)

整理番号	新旧の別	路線名	起 終	点 点
4	旧	北浜80号線	北浜町西浜772	番地先
			北浜町西浜496-1	番地先
	新		北浜町西浜772	番地先
			北浜町西浜500	番地先

高議第8号

高砂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(高砂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高砂市職員の給与に関する条例(昭和30年高砂市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3(1)行政職給料表等級別基準職務表の部7級の項中「室長」を「次長」に、「次長」を「室長」に改める。

(高砂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 高砂市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年高砂市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「福祉部生活福祉室」を「福祉部」に改める。

(高砂市子ども・子育て・若者会議条例の一部改正)

第3条 高砂市子ども・子育て・若者会議条例(平成25年高砂市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条中「健康こども部子育て支援室」を「こども部」に改める。

(高砂市行政不服審査に関する条例の一部改正)

第4条 高砂市行政不服審査に関する条例(平成28年高砂市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部総務室」を「総務部」に改める。

(高砂市新たな学校づくり推進審議会条例の一部改正)

第5条 高砂市新たな学校づくり推進審議会条例(令和6年高砂市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第13条中「教育部教育推進室」を「教育部」に改める。

(高砂市いじめ問題調査委員会条例の一部改正)

第6条 高砂市いじめ問題調査委員会条例(令和6年高砂市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条中「教育部学校教育室」を「教育部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高議第9号

高砂市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市印鑑条例の一部を改正する条例

高砂市印鑑条例（昭和46年高砂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定による同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供を受けた個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を自ら提示して当該申請をする場合は、印鑑登録証を添えることを要しない。

第11条第2項中「印鑑登録証及び印鑑票の記載事項と」を「当該申請に係る申請書と次に掲げるものの記載事項とを」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 印鑑登録証又は個人番号カード（暗証番号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。次項並びに第13条第4号及び第5号において同じ。）の入力により有効性が確認されたものに限る。）

(2) 印鑑票

第11条第3項中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）」を「公的個人認証法」に、「又は同法」を「又は公的個人認証法」に、「第13条第4号」を「第13条第5号」に改め、「（同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。同号において同じ。）」を削り、同条に次の2項を加える。

4 第1項本文の規定にかかわらず、印鑑登録者が高砂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年高砂市条例第52号）第3条第1項の規定により、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。）を自ら使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証を添えることを要しない。

5 市長は、前項の規定による申請があつたときは、第2項の規定にかかわらず、印鑑票の記載事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした印鑑登録者の住所に印鑑登録証明書を郵送することにより交付するものとする。

第13条第3号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「利用者証明用電子証明書の暗証番号」を「暗証番号」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 第11条第4項の規定による申請の際に、公的個人認証法第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書（以下この号において「署名用電子証明書」という。）の暗証番号（公的個人認証法第2条第4項に規定する署名利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。）が一致しないとき又は署名用電子証明書の効力が失われているとき。

第13条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第11条第2項第1号の入力の際に、暗証番号が一致しないとき又は公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

高議第10号

高砂市地域交流センター条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市地域交流センター条例の一部を改正する条例

高砂市地域交流センター条例（令和5年高砂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2 高砂市米田地域交流センターの款陶芸室の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高議第11号

高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例

高砂市医療費助成条例（平成21年高砂市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合にあつては、その額を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限り。）」を「次に掲げる額を控除した額」に改め、同号に次のように加える。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付の額を含む。）

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額

第3条第1項中「乳幼児等」を「子ども等」に改める。

第4条第1項中「重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く」を「精神疾患による疾病については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の支給を受けられる場合に限る」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の高砂市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費

の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、
なお従前の例による。

高議第12号

高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高砂市国民健康保険条例（昭和34年高砂市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項を次のように改める。

保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第14条の2第2項中「並びに介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額並びに子ども・子育て支援納付金賦課額」に、「、100円」を「100円」に改める。

第14条の3第1号イ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次号エにおいて同じ。）（」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに」に改め、「（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に

要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)」を削り、同条第2号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同号エ中「費用(」の次に「国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに」を加える。

第18条第1号中「100分の7.41」を「100分の7.31」に改め、同条第2号中「32,018円」を「31,776円」に改め、同条第3号ア中「20,573円」を「20,433円」に改める。

第18条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第18条の6の5第1号中「100分の3.05」を「100分の3.12」に改め、同条第2号中「12,985円」を「13,482円」に改め、同条第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に、「8,343円」を「8,670円」に改める。

第18条の10第1号中「100分の2.65」を「100分の2.75」に改め、同条第2号中「13,664円」を「14,021円」に改め、同条第3号中「6,712円」を「6,982円」に改める。

第18条の11の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第18条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第22条及び第22条の3から第22条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第22条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者

均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第18条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第18条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第18条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の0.30
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人について年額1,287円
- (3) 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人について年額39円
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯について年額827円

イ 特定世帯 1世帯についてアに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 1世帯についてアに定める額に4分の3を乗じて得た額
(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第18条の16 第18条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第21条第1項中「若しくは第18条の6の3」を「、第18条の6の3若しくは第18条の13」に、「、第22条の3第1項(同条第3項)」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第22条の3第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第3項又は第4項)」に改め、「第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第2項第1号(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に定める」を削り、「を同条第3項又は第4項」を「を同条第3項から第5項まで」に、「の算定」を「若しくは第22条の5に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第18条の6の3の額若しくは第18条の8」を「、第18条の6の3、第18条の8若しくは第18条の13」に、「、第22条の3第1項に定める第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第2項第1号」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第22条の3第1項若しくは第2項」に、「若しくは第22条の4第1項各号」を「、第22条の4第1項各号」に、「の算定」を「若しくは第22条の5に定める額の算定」に改める。

第22条第1項中「、それぞれ」を削り、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」を「第3号並びに第5項」に、「(以下この項)」を「(次号及び第3号及び第5項)」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第18条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区

分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険

料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）

現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第2項の規定は、前項各号に規定する額を決定する場合について準用する。

第22条の2中「及び前条第1項」を「、第18条の6の4、第18条の9、第18条の14、前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項並びに第22条の4第1項及び第2項（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第22条の3第1項中「、それぞれ」を削り、同条第3項中「第18条の6の5」との次に「、前項第1号中「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」と」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第18条」とあるのは「第18条の15」と、第2項第1号中「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、「同項各号イ」とあるのは「同項各号ア」と読み替えるものとする。

第22条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第2項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、前項第2号中「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」と」を加え、同条第4項中「66万円」を「67万円」に改め、「次項において」との次に「、第2項第2号中「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」と」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の13」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項第2号中「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、「同項各号イ」とあるのは「同項各号ア」と読み替えるものとする。

第22条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第22条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この条において「18歳未満被保険者」と

いう。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第18条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第22条第5項、第22条の3第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項若しくは第2項又は前条第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項若しくは第2項の規定により当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下この条において同じ。)から、当該保険料率に相当する額を減額して得た額とする。

附則に次の1項を加える。

(令和8年度における保険料の減免の特例)

- 18 令和8年度における第27条第1項の規定の適用については、同項の表中「市民税」とあるのは、「高砂市市税条例の一部を改正する条例(令和7年高砂市条例第31号)による改正前の高砂市市税条例第48条第1項の規定に基づく市民税」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

高議第13号

高砂市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市介護保険条例の一部を改正する条例

高砂市介護保険条例（平成12年高砂市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は」を「給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第12条において同じ。）又は」に改める。

附則に次の3条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第1号、第2号及び第4号中「者」とあるのは「者（令附則第24条の規定の適用を受ける同号に掲げる者を含む。）」と、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4

条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第1号、第2号及び第4号中「者」とあるのは「者（令附則第24条の規定の適用を受ける同号に掲げる者を含む。）」と、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第1号、第2号及び第4号中「者」とあるのは「者（令附則第24条の規定の適用を受ける同号に掲げる者を含む。）」と、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

- 第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、高砂市市税条例（昭和30年高砂市条例第3号）第24条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下

である場合

- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、高砂市市税条例第24条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、高砂市市税条例第24条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

(令和8年度分の保険料の減免の特例)

第13条 市長は、令和8年度分の保険料に限り、前条の規定により同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなされる者のうち規則で定めるものに対しては、その者を市民税が課されていない者とみなして第4条の規定を適用した場合の同条に定める保険料率まで減免することができる。この場合においては、第10条第2項の規定による申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高議第14号

高砂市ユーアイ福祉交流センター条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市ユーアイ福祉交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市ユーアイ福祉交流センター条例の一部を改正する条例

高砂市ユーアイ福祉交流センター条例（平成26年高砂市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

交流スペース9	平日	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	特別日	1,080	1,440	1,440	2,520	2,880	3,960

」

を

「

交流スペース9	平日	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	特別日	1,080	1,440	1,440	2,520	2,880	3,960
ミーティング室	平日	700	940	940	1,640	1,880	2,580
	特別日	840	1,120	1,120	1,960	2,240	3,080

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高議第15号

高砂市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市手数料条例の一部を改正する条例

高砂市手数料条例（昭和34年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の35の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高議第16号

高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定める
ことについて

高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める
ものとする。

令和8年2月24日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

高砂市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年高砂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた高砂市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

高議第17号

高砂市火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市火災予防条例の一部を改正する条例

高砂市火災予防条例（昭和37年高砂市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の2—第30条の7）」を「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の2—第30条の7）」を第3章の3 林野火災の予防（第30条の8・第30条の9）に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号か

ら第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第30条中「警報」を「警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第4号中「附近」を「付近」に改め、同条第7号を削る。

第30条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第30条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第30条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第43条の3第1項第3号中「第47条」を「第47条第1項」に改める。

第46条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第46条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第47条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期

間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条の2の見出し及び同条の改正規定、同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第30条の7第1項第1号の改正規定、第46条第6号の次に1号を加える改正規定並びに同条第7号の改正規定は、同年3月31日から施行する。